四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県猿島郡境町

二　地域再生計画の名称　「河岸のまちさかい」復興プロジェクト～「来て！見て！感じて！さかいまち」構築事業～

三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県猿島郡境町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県猿島郡境町

二　地域再生計画の名称　「河岸のまちさかい」復興プロジェクト～中心市街地空き家・空き店舗再生活用事業～

三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県猿島郡境町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県

二　地域再生計画の名称　とちぎ周遊観光促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇都宮市

二　地域再生計画の名称　ＬＲＴ導入による魅力ある都市づくり事業

三　地域再生計画の区域の範囲　宇都宮市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡芳賀町

二　地域再生計画の名称　ＬＲＴ導入による鉄道のないまち躍動プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡芳賀町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　所沢市

二　地域再生計画の名称　住んでみたい・訪れてみたいまち所沢プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　所沢市の区域の一部（東所沢地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　狭山市

二　地域再生計画の名称　潜在的な魅力発見！モノづくりのまち　さやま

三　地域再生計画の区域の範囲　狭山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県

二　地域再生計画の名称　世界に誇る富山の「魅力」「資源」向上＆ＰＲ計画

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　ものづくりの未来を担う多様な人材の確保・育成プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）